

介護保険料について

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

金額

富士市で介護保険サービス等にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分（23%）
富士市の65歳以上の人数

基準額

令和6年度～令和8年度の介護保険料

所得段階	対象区分			基準額に対する割合	保険料額（年額）
第1段階	●生活保護受給者 ●市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者			基準額 × 0.285	19,836円
第2段階	本人が市民税非課税者	同じ世帯に いる人 全員が市民税 非課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円以下の人	基準額 × 0.485	33,756円
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円超120万円以下の人	基準額 × 0.685	47,676円
第4段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人	基準額 × 0.85	59,160円
第5段階（基準額）	本人が市民税課税者	同じ世帯に 市民税課税者が いる	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円以下の人	基準額	69,600円
第6段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円超の人	基準額	69,600円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 × 1.13	78,648円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	90,480円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.55	107,880円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.70	118,320円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.10	146,160円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の人	基準額 × 2.25	156,600円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の人	基準額 × 2.45	170,520円
第14段階			本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の人	基準額 × 2.70	187,920円

※合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額（第1段階～第5段階については平成30年度税制改正による影響を調整した額）のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、介護保険料の算定には長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

納め方

年金が
年額18万円

以上の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

●老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象です。

年金 — 保険料

未満の人

普通徴収

送付される納入通知書に基づき、介護保険料を市に個別に納めます。

●市が送付する納入通知書を持って、指定金融機関等で納付します。

※詳しくは介護保険課窓口にお問い合わせください。

納入通知書

口座振替が便利です。… 保険料の納入通知書・預（貯）金通帳・印鑑（通帳届出印）を持って市指定の金融機関等で手続きをしてください。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料

医療保険ごとに保険料を徴収します

加入している国民健康保険や社会保険などの医療保険の算定方法に基づいて決められます。納め方は医療分の保険料と一括して納めます。

問い合わせ先

介護保険課

保険給付担当 ☎0545-55-2766
計画管理担当 ☎0545-55-2767
認定担当 ☎0545-55-2765

高齢者支援課

高齢者政策担当 ☎0545-55-2916
在宅支援担当 ☎0545-55-2741
地域支援担当 ☎0545-55-2951